

ニュースリリース

**弁護士が徹底解説！「トラブルを未然に防ぐ契約書」とは？
自社を守るために聴きたい経営者セミナーを6月24日（金）に開催。**

より身近なリーガル・サービスを目指す弁護士法人アディーレ法律事務所（東京都豊島区、以下アディーレ）は、6月24日（金）に経営者の方、企業幹部の方を対象にした企業法務セミナーを開催いたします。

■トラブル予防に役立つポイントをわかりやすく解説

皆さまは「契約書」をどのように作成されていますか？「単純な取引だから」と相手の企業から送られてきたフォーマットにサインをしたり、ほかの取引先と交わした文書を使いまわしたりしている場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、「もし自社に不利益が生じたら…」という不安を抱えながら、日々の業務に取り組まれている方もいらっしゃるかもしれません。

当セミナーでは、弁護士が、契約書の内容に関する基本から管理方法、万が一のトラブル対応まで、事例を挙げて丁寧に解説いたします。契約にまつわる過去のトラブルを知っておくことは、いざという時に自社を守ることに役立ちます。事前に予測できるトラブルを避け、安心して自社の事業推進に集中するために、ぜひ当セミナーをご活用ください。

皆さまのご参加をお待ちしております。

■ご参加者限定！会社法務に関する無料相談をご提供

アディーレ法律事務所では、経営者の方、企業幹部の方を対象とした、少人数制の企業法務セミナーを毎月開催しております。また、企業法務セミナーにご参加いただきました特典として、会社法務に関するご相談（1時間）を無料（※）で承っております。疑問に思ってはいたけれど聞く機会のなかったことや今まさに困っていることなど、お気軽にご相談いただける機会ですので、ぜひご活用いただければと存じます。

■企業法務セミナー概要

【テーマ】「契約書」

【日時】平成28年6月24日（金）16：30～17：50
（受付開始16：00）

【場所】弁護士法人アディーレ法律事務所池袋本店
東京都豊島区東池袋3-1-1
サンシャイン60/33階

【対象】経営者の方／企業幹部の方

【費用】無料



申込の詳細は Web サイト（<http://www.adire.biz/seminar/>）をご覧ください。

【弁護士法人アディーレ法律事務所】

2004年10月創立。代表弁護士：石丸幸人（東京弁護士会所属）。アディーレとはラテン語で“身近な”の意味を持つ言葉で、「弁護士をより身近な存在に」という理念の下、債務整理・交通事故の被害・離婚問題・刑事事件・労働トラブル・B型肝炎の給付金請求・企業法務などの法律トラブルの解決にあたっています。

企業法務では、必要ときに必要なだけ顧問弁護士を活用できるサービス「アディーレ プラス」をご用意しており、経営者の方々は最低限の負担で幅広いリーガル・サービスを利用することができます。相談実績 30 万人以上、弁護士 150 名以上を含む総勢 900 名以上が在籍し、弁護士法人で国内最多の全国 75 拠点（2016 年 5 月時点）。日本最大のネットワークを持つ法律事務所として各地域に根を張り、皆さまのご相談に対応しております。

※ご相談は別日程での予約制となります。また、1 時間を超えるご相談の場合、別途費用が発生することがあります。また、相談時間を有効にご利用いただけるよう、事前に担当事務員より弁護士へのご相談内容のお伺いをさせていただきます。

【関連リンク URL】

<http://www.adire.biz>

<本件に関するお問い合わせ先>

TEL:03-5950-0268 FAX:03-5950-0276

弁護士法人アディーレ法律事務所 広報部

〒170-6033 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60